

申請に対する処分 審査基準及び標準処理期間の一覧表

○審査基準未設定理由	
1 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要	
2 処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	
3 当面申請が見込まれず、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	
4 その他	
○標準処理期間未設定理由	
1 法令の規定において処理期間が定められているので、標準処理期間の設定が不要	
2 現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	
3 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	
4 その他	

No.	法 令 名	法令番号	根拠条項	許認可等の内容	審査基準		標準処理期間			処理機 関	経由機 関	公表 (各処 理機関 備付)	備考
					設定状況	未設定理由等	処理 日数	経由 日数	未設定理由等				
1	児童福祉法	昭22法164	13-3(1)	指定児童福祉司養成施設等の指定	無	1	20			地域・家庭福祉課		有	
2	児童福祉法	昭22法164	22-1	助産の実施	無	1	20			福祉事務所		有	一部の町村へ権限移譲済み。
3	児童福祉法	昭22法164	23-1	母子保護の実施	無	1	20			福祉事務所		有	一部の町村へ権限移譲済み。
4	児童福祉法	昭22法164	33の6-1(33の6-6において準用する場合を含む。)	児童自立生活援助の実施	無	1	20			児童相談所		有	
5	児童福祉法	昭22法164	35-4	児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の設置の認可	有	—	20			地域振興局		有	
6	児童福祉法	昭22法164	35-12	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	無	1	10			地域振興局		有	
7	児童福祉法	昭22法164	47-1	縁組承諾の許可	無	1	30			地域・家庭福祉課		有	
8	児童福祉法施行令	昭23政令74	3の2-3	指定児童福祉司養成施設等の学則等の変更の承認	無	1	14			地域・家庭福祉課		有	
9	児童福祉法施行令	昭23政令74	3の2-10	指定児童福祉司養成施設等の指定の取消し	無	3	20			地域・家庭福祉課		無	
10	児童福祉法施行規則	昭23省令11	6の8-1	指定養成施設の指定	無	1	20			地域・家庭福祉課		有	
11	児童福祉法施行規則	昭23省令11	6の8-3	指定養成施設の指定の取消し	無	3	20			地域・家庭福祉課		無	
12	児童福祉法施行規則	昭23省令11	6の8-4において準用する児童福祉法施行令 5-3	指定養成施設の学則等の変更の承認	無	1	14			地域・家庭福祉課		有	
13	児童福祉法施行規則	昭23省令11	36の42-1(36-47において準用する場合を含む。)	養育里親等の認定	有	—	20			地域・家庭福祉課	児童相談所	有	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会の意見聴取に要する期間を除く。
14	児童福祉法施行規則	昭23省令11	36の42-2	養子縁組里親の認定	有	—	20			地域・家庭福祉課	児童相談所	有	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会の意見聴取に要する期間を除く。
15	児童福祉法施行規則	昭23省令11	36の46-1	養育里親名簿の登録の更新	有	—	20			地域・家庭福祉課	児童相談所	有	

No.	法 令 名	法令番号	根拠条項	許認可等の内容	審査基準		標準処理期間			処理機 関	経由機 関	公表 (各処 理機関 備付)	備考
					設定状況	未設定 理由等	処理 日数	経由 日数	未設定 理由等				
16	児童福祉法施行規則	昭23省令 11	36の46-3	養子縁組里親名簿の登録の更新	有	—	20			地域・ 家庭福 祉課	児童相 談所	有	
17	社会福祉法	昭26法45	31-1	社会福祉法人の 設立の認可	無	1	30			地域・ 家庭福 祉課		有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
18	社会福祉法	昭26法45	45の36-2	社会福祉法人の 定款の変更の認可	無	1	20	20		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
19	社会福祉法	昭26法45	46-2	社会福祉法人の 解散の認可又は 認定	無	1	30	30		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
20	社会福祉法	昭26法45	50-3	社会福祉法人の 吸収合併の認可	無	1	30	30		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
21	社会福祉法	昭26法45	54の6-2	社会福祉法人の 新設合併の認可	無	1	30	30		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
22	社会福祉法	昭26法45	55の2-1	社会福祉充実計 画の承認	無	1	30	30		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
23	社会福祉法	昭26法45	55の3-1	社会福祉充実計 画の変更の承認	無	1	20	20		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
24	社会福祉法	昭26法45	55の4	社会福祉充実計 画の終了の承認	無	1	20	20		地域・ 家庭福 祉課	地域振 興局	有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
25	社会福祉法	昭26法45	62-2	社会福祉法人以 外の者の社会福 祉施設の設置の 許可	無	1	20			地域振 興局		有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
26	社会福祉法	昭26法45	63-2	社会福祉法人以 外の者の社会福 祉施設の変更の 許可	無	1	20			地域振 興局		有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。
27	社会福祉法	昭26法45	67-2	社会福祉法人以 外の者の事業の 開始の許可	無	1	20			地域振 興局		有	児童に係る社会 福祉事業に係るも のに限る。